



熊本県公報

第 1 2 1 5 4 号

平成 24 年 10 月 9 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退…………… (高齢者支援課) 1
- 熊本県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例に基づき知事が指定する事業、官公署、便益施設並びに団体及び業者…………… (港湾課) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の更新…………… (") 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の変更…………… (") 3
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧…………… (団体支援課) 3
- 介護老人保健施設開設許可…………… (高齢者支援課) 3
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (") 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更…………… (") 5
- 玉名都市計画下水道事業の計画変更認可…………… (下水環境課) 7
- 玉名都市計画及び長洲都市計画下水道事業の計画変更認可…………… (") 8
- 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 自動測定機の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (管理調達課) 8
- 球磨川地域森林計画の樹立に係る計画案の公告・縦覧…………… (森林整備課) 9
- 地域森林計画の変更に係る計画案の公告・縦覧…………… (") 9
- 公共測量の実施…………… (監理課) 9
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 9
- 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 自動測定機の調達に係る一般競争入札の実施…………… (管理調達課) 10
- 裁決手続開始決定…………… (収用委員会) 13
- 裁決手続開始決定…………… (") 14
- 阿蘇車帰風力発電所電力売払に係る一般競争入札…………… (企業局総務経営課) 15

告 示

熊本県告示第 1 1 0 5 号

健康保険法等の一部を改正する法律 (平成 1 8 年法律第 8 3 号) 附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 1 1 3 条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第 1 1 5 条の規定により公示する。

平成 2 4 年 1 0 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定を辞退する日
高橋整形外科医院 荒尾市原万田 8 1 5 番地 2	医療法人社団高整会	平成 2 4 年 9 月 3 0 日

熊本県告示第 1 1 0 6 号

熊本県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例 (昭和 4 0 年熊本県条例第 4 3 号。以下「条例」という。) に基づき、知事が指定する事業、官公

署、便益施設並びに団体及び業者を次のように定める。
平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 条例別表第1第2号、別表第2第2号及び別表第4第2号の知事が指定する事業
内航海運事業、海事代理業、通関業、海上保険業、サルベージ業、船舶燃料補給業、
船舶給水業、曳船業、港湾工事及びその関連事業、港湾清掃業、港内公害防止業、コン
テナ又は荷役機械若しくは船舶等の修理業、コンテナ又は荷役機械の賃貸業、観光案内糧
業、旅客自動車運送事業、製氷業、自動車整備業、水産関連業、郵便事業、船舶用食糧
供給事業、検量業、製造業その他港湾に関連する運輸業、情報通信業及びサービス業
- 2 条例別表第1第9号、別表第2第3号、別表第3第5号、別表第4第6号、別表第5
第10号及び別表第6第4号の知事が指定する官公署
防疫所その他港湾に関連する官公署
- 3 条例別表第1第10号の知事が指定する便益施設
洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、旅行業、物品預り業又は駐車場業の用に
供する店舗その他港湾に関連する便益施設
- 4 条例別表第5第9号の知事が指定する団体及び業者
卸売業者である水産会社及び水産物加工業者

熊本県告示第1107号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立
支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称及び所在地	指定年月日
株式会社ゆのうら調剤薬局 葦北郡芦北町大字湯浦232-7	平成24年10月1日
訪問看護ステーション 3rd Hand 人吉市老神町31番地	平成24年10月1日

熊本県告示第1108号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条の規定により指定自立支援医
療機関を次のとおり更新したので、公示する。
平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
江上薬局大橋通 山鹿市大橋通704-1	平成24年10月1日
オガワ薬局 宇城市小川町河江1-1	平成24年10月1日
とみた薬局高下店 八代市高下西町字寺川2271-3	平成24年10月1日
萩原薬局 八代市萩原町一丁目5-22	平成24年10月1日
とみた薬局塩屋店 八代市本町四丁目8番1号	平成24年10月1日
ひご薬局 人吉市南泉田町5番地	平成24年10月1日
きりん本町薬局 球磨郡あさぎり町免田東1497	平成24年10月1日
久玉薬局 天草市久玉町1411-188	平成24年10月1日

御所浦薬局 天草市御所浦町御所浦2852-7	平成24年10月1日
はまゆう薬局 上天草町大矢野町上1507-2	平成24年10月1日

熊本県告示第1109号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により次の保険医療機関等開設者から変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

保険医療機関等の名称	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
有限会社カワグチ 薬局御船店	医療機関の所在地	上益城郡御船町滝川96-6	上益城郡御船町木倉1184-6	平成24年9月1日

熊本県告示第1110号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。
平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区の名 称	発起人の住所及び氏名	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合	縦覧期間	縦覧場所
住吉加入区	宇土市住吉町3098番地1 藤山 義成 宇土市住吉町2511番地2 山本 一久 宇土市住吉町2493番地1 吉本 敏秋	住吉漁業協同組合	平成24年10月9日から平成24年10月23日まで	住吉漁業協同組合
宮田加入区	天草市倉岳町宮田3270 吉鶴 勝野 天草市倉岳町宮田1335 池田 勉 天草市倉岳町宮田又1217番地8 濱崎 初義	倉岳町漁業協同組合	平成24年10月9日から平成24年10月23日まで	倉岳町漁業協同組合

熊本県告示第1111号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設を次のとおり許可したので、同法第104条の2の規定により公示する。
平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護老人保健施設）

施設の名称及び所在地	開設者名	許可年月日
高橋 荒尾市原万田815番地2	医療法人社団高整会	平成24年10月1日

熊本県告示第1112号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（認知症対応型通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサポート日々輝 上益城郡御船町大字辺田見18 1番地1	医療法人社団藤岡会 上益城郡御船町大字御船106 1番地	平成24年8月6 日

（介護予防認知症対応型通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサポート日々輝 上益城郡御船町大字辺田見18 1番地1	医療法人社団藤岡会 上益城郡御船町大字御船106 1番地	平成24年8月6 日

（介護予防認知症対応型共同生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム日々輝 上益城郡御船町大字辺田見18 1番地1	医療法人社団藤岡会 上益城郡御船町大字御船106 1番地	平成24年8月6 日

熊本県告示第1113号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護事業所 クローバー 宇城市不知火町御領171番地 1	合同会社照日 宇城市不知火町御領171番地 1	平成24年8月1 5日

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
J A うきうきデイサービス陽日 宇城市不知火町長崎72番地1	熊本宇城農業協同組合 宇城市松橋町松橋357番地1	平成24年9月7 日
デイサービスセンター いこいの里 上益城郡益城町大字福原198 8番地1	社会福祉法人錦光会 上益城郡益城町大字福原198 8番地1	平成24年9月1 1日

（短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ショートステイ いこいの里 上益城郡益城町大字福原198 8番地1	社会福祉法人錦光会 上益城郡益城町大字福原198 8番地1	平成24年9月1 1日

（小規模多機能型居宅介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
憩いの家 楽しみ 八代市新町3番地21	社会福祉法人二見中央福祉会 八代市二見下大野町131番地	平成24年9月1 日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護事業所 クローバー 宇城市不知火町御領171番地1	合同会社照日 宇城市不知火町御領171番地1	平成24年8月15日

(介護予防訪問リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
東整形外科 天草市南新町3番地21	医療法人社団東栄会 天草市南新町3番地21	平成24年7月10日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
J A うきうきデイサービス陽日 宇城市不知火町長崎72番地1	熊本宇城農業協同組合 宇城市松橋町松橋357番地1	平成24年9月7日
デイサービスセンター いこいの里 上益城郡益城町大字福原1988番地1	社会福祉法人錦光会 上益城郡益城町大字福原1988番地1	平成24年9月11日

(介護予防通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
東栄会 通所リハビリテーションセンターげんき 天草市南新町3番地21	医療法人社団東栄会 天草市南新町3番地21	平成24年7月10日

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ショートステイ いこいの里 上益城郡益城町大字福原1988番地1	社会福祉法人錦光会 上益城郡益城町大字福原1988番地1	平成24年9月11日

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
憩いの家 楽しみ 八代市新町3番地21	社会福祉法人二見中央福祉会 八代市二見下大野町131番地	平成24年9月11日

(介護老人福祉施設)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム いこいの里 上益城郡益城町大字福原1988番地1	平成24年9月11日

熊本県告示第1114号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年10月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問看護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
芦北整形外科通所リハビリテーションセンター	葦北郡芦北町大字芦北2610番地8	事業所及び事業者の名称		平成24年8月1日
		宮崎整形外科	芦北整形外科	

		科医院 医療法人社 団宮崎整形 外科医院	通所リハビリ テーションセ ンター 医療法人芦北 整形外科医院
--	--	-------------------------------	---

(訪問リハビリテーション)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
芦北整形外科通所リハ ビリテーションセンタ ー	葦北郡芦北町大字芦 北 2 6 1 0 番地 8	事業所及び事業者の名称		平成 2 4 年 8 月 1 日
		宮崎整形外 科医院 医療法人社 団宮崎整形 外科医院	芦北整形外科 通所リハビリ テーションセ ンター 医療法人芦北 整形外科医院	

(居宅療養管理指導)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
芦北整形外科通所リハ ビリテーションセンタ ー	葦北郡芦北町大字芦 北 2 6 1 0 番地 8	事業所及び事業者の名称		平成 2 4 年 8 月 1 日
		宮崎整形外 科医院 医療法人社 団宮崎整形 外科医院	芦北整形外科 通所リハビリ テーションセ ンター 医療法人芦北 整形外科医院	

(介護予防訪問看護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
芦北整形外科通所リハ ビリテーションセンタ ー	葦北郡芦北町大字芦 北 2 6 1 0 番地 8	事業所及び事業者の名称		平成 2 4 年 8 月 1 日
		宮崎整形外 科医院 医療法人社 団宮崎整形 外科医院	芦北整形外科 通所リハビリ テーションセ ンター 医療法人芦北 整形外科医院	

(介護予防訪問リハビリテーション)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
芦北整形外科通所リハ ビリテーションセンタ ー	葦北郡芦北町大字芦 北 2 6 1 0 番地 8	事業所及び事業者の名称		平成 2 4 年 8 月 1 日
		宮崎整形外 科医院 医療法人社 団宮崎整形 外科医院	芦北整形外科 通所リハビリ テーションセ ンター 医療法人芦北 整形外科医院	

(介護予防居宅療養管理指導)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
芦北整形外科通所リハビリテーションセンター	葦北郡芦北町大字芦北2610番地8	事業所及び事業者の名称		平成24年8月1日
		宮崎整形外科医院 医療法人社団宮崎整形外科医院	芦北整形外科通所リハビリテーションセンター 医療法人芦北整形外科医院	

(通所リハビリテーション)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
芦北整形外科通所リハビリテーションセンター	葦北郡芦北町大字芦北2610番地8	事業所及び事業者の名称		平成24年8月1日
		宮崎整形外科デイケアセンター 医療法人社団宮崎整形外科医院	芦北整形外科通所リハビリテーションセンター 医療法人芦北整形外科医院	

(介護予防通所リハビリテーション)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
芦北整形外科通所リハビリテーションセンター	葦北郡芦北町大字芦北2610番地8	事業所及び事業者の名称		平成24年8月1日
		宮崎整形外科デイケアセンター 医療法人社団宮崎整形外科医院	芦北整形外科通所リハビリテーションセンター 医療法人芦北整形外科医院	

(居宅介護支援事業者)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
芦北整形外科居宅介護支援事業所	葦北郡芦北町大字芦北2610番地8	事業所及び事業者の名称		平成24年8月1日
		宮崎整形外科居宅介護支援事業所 医療法人社団宮崎整形外科医院	芦北整形外科居宅介護支援事業所 医療法人芦北整形外科医院	

熊本県告示第1115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 施行者の名称 玉名市

2 都市計画事業の種類及び名称 玉名都市計画下水道事業玉名公共下水道
 3 事業施行期間 昭和47年12月20日から平成29年3月31日まで
 4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

昭和47年熊本県告示第969号、昭和51年熊本県告示第180号、昭和55年熊本県告示第956号、昭和59年熊本県告示第624号、昭和61年熊本県告示第168号、昭和63年熊本県告示第305号、平成6年熊本県告示第236号、平成13年熊本県告示第225号、平成17年熊本県告示第898号及び平成22年熊本県告示第273号の事業地に、玉名市岱明町大字下前原字石町、字柴尾、字中ノ尾、字西原、字久保、字西、字中、字山浦、字山後、字正林、字東、字的場、字寺ノ前、字前田、字東原及び字池田、大字野口字北尾崎、字大原、字北原、字木船及び字上河原並びに大字庄山字中野尾地内を加える。

熊本県告示第1116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 施行者の名称 玉名市

2 都市計画事業の種類及び名称 玉名都市計画及び長洲都市計画下水道事業岱明公共下水道

3 事業施行期間 昭和52年2月10日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

昭和52年熊本県告示第135号、昭和61年熊本県告示第256号、昭和63年熊本県告示第123号、昭和63年熊本県告示第983号、平成5年熊本県告示第46号、平成6年熊本県告示第237号、平成6年熊本県告示第431号、平成9年熊本県告示第12号、平成11年熊本県告示第279号、平成16年熊本県告示第865号及び平成22年熊本県告示第274号の事業地のうち、熊本県玉名市山浦、字山後、字正林、字東、字的場、字寺ノ前及び字東原並びに大字野口字大原及び字北尾崎地内を削除し、同町大字市井川並びに大字庄山字帆船前、字中山及び字庄山前地内の事業地を変更する。

熊本県告示第1117号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 調達物品及び数量

微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機 7台

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により知事が入札参加資格を有すると決定した者であること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札に参加するための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

なお、申請書の様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書ダウンロード」のページで確認することができる。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

熊本県出入納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-383-1111（内線6343）

096-333-2581（ダイヤルイン）

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

この告示の日から平成24年10月23日（火）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

- (4) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格の審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成26年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者の入札参加資格審査申請の受付は、平成26年1月4日から平成26年1月31日まで（閉庁日を除く。）行う。

公 告

熊本県公告第540号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてる必要があるため、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、平成24年10月10日から平成24年11月9日までに、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 森林計画区の名 球磨川地域森林計画区
- 2 縦覧に供する書類 球磨川地域森林計画書（案）
- 3 縦覧期間 平成24年10月10日から平成24年11月9日まで
- 4 縦覧場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県八代地域振興局農林水産部林務課、熊本県芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県球磨地域振興局農林部林務課

熊本県公告第541号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づきたてた地域森林計画を変更するため、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の変更計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更計画の案に意見がある者は、平成24年10月10日から平成24年11月9日までに、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 森林計画区の名 白川・菊池川地域森林計画区
緑川地域森林計画区
天草地域森林計画区
- 2 縦覧に供する書類 白川・菊池川地域森林計画変更計画書（案）、緑川地域森林計画変更計画書（案）及び天草地域森林計画変更計画書（案）
- 3 縦覧期間 平成24年10月10日から平成24年11月9日まで
- 4 縦覧場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県宇城地域振興局農林部林務課、熊本県玉名地域振興局農林水産部林務課、熊本県鹿本地区振興局農林部林務課、熊本県菊池地域振興局農林部林務課、熊本県阿蘇地域振興局農林部林務課、熊本県上益城地域振興局農林部林務課及び熊本県天草地域振興局農林水産部林務課

熊本県公告第542号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、芦北町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（芦北町航空写真撮影）	平成24年8月6日から 平成25年3月15日まで	葦北郡芦北町全域

熊本県公告第543号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字中野4393番85
1,973.89平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市須屋2022番地2
有限会社 辻不動産

熊本県公告第544号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
微小粒子状物質(PM2.5)自動測定機 7台
 - (2) 調達物品の仕様等
発注仕様書による
 - (3) 納入期限
平成25年3月1日
 - (4) 納入場所
発注仕様書による
 - (5) 入札金額
入札金額は、本調達物品の購入に係る費用の総額とする(搬入費、据付調整費、動
作確認費等納入に要する一切の費用を含む。)落札者の決定に当たっては、入札金
額の端数金額を切り捨てた金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札
者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにか
わらず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札するこ
と。
 - (6) 最低制限価格の設定
本競争入札には、最低制限価格を設けない。
 - (7) 入札方式
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札
による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、次
のAからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)Aの電子入札システムによる入札期
間に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたもの
に限り、紙入札により入札することができ、
A 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉
塞、破損等で使用できなくなりICカードの再取得を準備をしている者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している場合
 - (8) その他
本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加
資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満たす者であること。競争入札参加者の資格等に関する要綱(平
成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)第5条第2項の規定により
入札参加資格を有すると決定された者であること。
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平
成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)第5条第2項の規定により
入札参加資格を有すると決定された者であること。
(2) 納入審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明(微小粒子状物質(PM2.
5)自動測定機)入札関係様式(以下「入札関係様式」という。)に定める「仕様適合
証明願(書)」による。)を受けた者であること。なお、熊本県環境生活部環境局環
境保全課の審査を受ける期間は、この公告の日から平成24年11月2日(金)まで
の日(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、審査申請
の受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、証明が3(3)の申請書等の提
出期間の末日に間に合わないことがある。
(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し
立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生
計画認可の決定を受けていること。
(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し
立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生
計画認可の決定を受けていること。
(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊

本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 競争入札参加資格の確認申請

(1) 提出書類

本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)から(5)までに掲げる条件の全てを満たしているかの確認を受けるため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによる入札参加の場合

次の(ア)及び(イ)に掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(イ)に掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合又は(イ)に掲げる書類を電子データ化できない場合は、(ア)に掲げる書類に(イ)に掲げる書類の提出方法を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(イ)に掲げる書類を提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

- (ア) 競争入札参加資格確認申請書
- (イ) 2の(2)に掲げる書類(仕様適合証明願(書))

イ 紙入札方式による入札参加の場合

次の(ア)及び(イ)に掲げる書類を4の(1)の場所に持参又は郵送(必着)により提出すること。

- (ア) 競争入札参加資格確認申請書
- (イ) 2の(2)に掲げる書類(仕様適合証明願(書))

(3) 申請書等の提出期間

この公告の日から平成24年11月13日(火)午後5時まで(閉庁日を除く。)に提出すること。

(4) 競争入札参加資格の確認結果の通知

確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

(5) 競争入札参加資格の確認に当たっての留意点

(3)の提出期間内に申請書等を提出しない者及び競争入札参加資格の確認の結果2の(2)から(5)までに掲げる条件のいずれかを満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

4 入札執行の日時、場所等

(1) 契約条項を示す場所

熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(2) 仕様書及び入札説明書の閲覧(交付)方法

ア 閲覧(交付)の場所

電子入札システムホームページ(入札情報公開サービスシステムの入札公告情報)にて閲覧に供し、又は(1)の場所で交付する。

イ 閲覧(交付)の期間

この公告の日から平成24年11月20日(火)まで閲覧に供する。交付については、当該期間の午前8時30分から午後5時15分まで(閉庁日を除く。)とする。

(3) 入札の日時及び場所

ア 電子入札システムによる入札

競争入札参加資格確認結果通知書を受けた時から平成24年11月19日(月)午後5時までに入札すること。

イ 紙入札方式による入札

- (ア) 日時 平成24年11月20日(火)午前10時
- (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課(県庁行政棟本館2階)

(4) 開札の日時及び場所

4の(3)のイに同じ。

5 入札方法等

(1) 入札方法

ア 電子入札システムによる入札の場合

4の(3)のアに規定する期間に電子入札システムにより入札を行うこと。

イ 紙入札方式による入札の場合

入札関係様式に定める入札書(代理人が入札するときは、入札書及び入札関係様式に定める委任状)にくじ番号を記載し、4の(3)のイの(ア)の日時に4の(3)のイの(イ)の場所に持参すること。ただし、郵送により提出するときは、平成24年11月19日(月)までに4の(1)の場所に必着するよう書留郵便で送付すること。当該送付においては、封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に調達物品名及び開札日時を朱書きすること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」、調達物品名及び開札日時を朱書きし、同封すること。

(2) 開札の方法

開札は、電子入札システムにおいて行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人(入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札の執行事務に関係のない職員)の立会のもと

に行うものとする。

- (3) 入札の回数
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後、落札者が決定しない場合は、再入札を行う。
- (4) 再入札の時刻
再入札の時刻は、原則として1回目の開札の時刻の1時間後とするので、電子入札システムによる入札により入札に参加する者は、県から電子入札システムで送信される再入札通知書を必ず確認すること。この場合において、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかったとき、又は書面により入札書を郵送した者から再入札書の提出がなかった場合は、再入札を辞退したものとみなす。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札を行つた者で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (6) 入札の無効
次のアからシまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約の権限のない者のICカードを使用して提出された入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
サ 明らかに連合によると認められる入札
シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめ、又は取り消すことができる。
- (8) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことができない。
- (9) 調達に係る仕様書に特段の定めがない事項は、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

- (10) 入札保証金を免除する。

6 契約の締結

- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができる。当該場合は、契約保証金を免除することができる。

7 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本競争入札は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

- (1) 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること
(この公告に係る入札・契約担当部局)
熊本県出納局管理調達課契約班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること
熊本県出納局管理調達課管理審査班
電話番号 096-333-2581

- ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (日曜日、土曜日、国民の祝日
に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日
及び 1 2 月 29 日から 1 2 月 31 日までの日を除く。)

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Air pollution automatic measurement machine for PM2.5, 7set
※PM2.5: Particulate Matter which under 2.5 μm
- (2) Delivery period
March 1st, 2013
- (3) Delivery place:
7 point in Kumamoto Pref. Japan
(Details are given on the attached sheet written in Japanese)
- (4) Date and Place for tender:
Date: November 20th, 2012, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Time-limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than November 19th, 2012
- (6) Contact point for the notice:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (7) Others:
Language: Japanese
Current money: Japanese yen

登載依頼

熊本県収用委員会公告第 5 号

土地収用法 (昭和 26 年法律第 219 号) 第 45 条の 2 の規定により、次のとおり裁決
手続の開始を決定した。
平成 24 年 10 月 9 日

熊本県収用委員会会長 塚本 侃

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道 3 号改築工事 (南九州西回り自動車道 (21 工区) 「芦北出水道路」新設工
事・熊本県葦北郡芦北町大字湯浦字椏谷地内から同郡津奈木町大字千代字湯尻地内まで)
及びこれに伴う附帯工事並びに町道、普通河川及び農業用水路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県葦北郡津奈木町大字千代字上門

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
375番	畑	田	80	80.77	67.13

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県葦北郡津奈木町大字千代字上門

地番	地目		地積 (㎡)		使用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
375番	畑	田	80	80.77	1.32

- 4 土地所有者の氏名及び住所
不明
ただし
若島一弥
熊本県葦北郡津奈木町大字千代 1 2 9 番地

- 又は
 森下 外一郎 相続人
 宮本 俊男 (持分不明 ただし法定相続持分40分の1)
 熊本県熊本市東区西原三丁目2番11-204号 託麻団地
 石本 千香 (持分不明 ただし法定相続持分40分の1)
 熊本県熊本市東区新外三丁目6番30-2号
 上田 勝代 (持分不明 ただし法定相続持分40分の1)
 熊本県熊本市南区美登里町379番地
 宮本 清光 (持分不明 ただし法定相続持分40分の1)
 熊本県熊本市南区御幸笛田五丁目7番6-5号
 熊谷 信子 (持分不明 ただし法定相続持分40分の1)
 愛知県一宮市浅野字神明下2番地5
 宮本 勝 (持分不明 ただし法定相続持分40分の1)
 熊本県熊本市南区御幸木部三丁目3番61号
 宮本 廣幸 (持分不明 ただし法定相続持分40分の1)
 熊本県熊本市南区元三町三丁目1番37号 グリーンハイツ1-1
 森下 健二 (持分不明 ただし法定相続持分160分の7)
 福岡県久留米市長門石四丁目1番1-4号
 本田 千代子 (持分不明 ただし法定相続持分160分の7)
 熊本県水俣市長野町10番15号
 西山 悦子 (持分不明 ただし法定相続持分160分の7)
 福岡県北九州市小倉南区蟻田若園一丁目2番38号
 森下 豊子 (持分不明 ただし法定相続持分160分の7)
 愛知県刈谷市下重原町三丁目64番地 市宮下重原住宅2棟第206号
 森下 吉松 (持分不明 ただし法定相続持分40分の7)
 宮崎県延岡市野田町4808番地48
 松本 進 (持分不明 ただし法定相続持分18分の1)
 福岡県北九州市小倉北区片野四丁目13番10-303号
 今津 稜子 (持分不明 ただし法定相続持分360分の43)
 福岡県北九州市小倉南区東水町5番48号
 土井 英子 (持分不明 ただし法定相続持分16分の1)
 兵庫県神戸市中央区花隈町5番21-1008号
 新谷 克信 (持分不明 ただし法定相続持分16分の1)
 石川県加賀市松が丘三丁目7番地の16
 森下 久子 (持分不明 ただし法定相続持分80分の7)
 熊本県葦北郡津奈木町大字千代3番地
 森下 靖子 (持分不明 ただし法定相続持分160分の7)
 熊本県葦北郡津奈木町大字千代3番地
 福田 理枝子 (持分不明 ただし法定相続持分160分の7)
 熊本県葦北郡津奈木町大字千代13番地4
 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 なし
 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成24年9月25日

熊本県収用委員会公告第6号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成24年10月9日

熊本県収用委員会会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道3号改築工事(南九州西回り自動車道(21工区)「芦北出水道路」新設工事・熊本県葦北郡芦北町大字湯浦字椏谷地内から同郡津奈木町大字千代字湯尻地内まで)及びこれに伴う附帯工事並びに町道、普通河川及び農業用水路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県葦北郡津奈木町大字千代字湯尻

地番	地目		地積(m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)
	公簿	現況	公簿	実測	
502番3	雑種地	雑種地	23	23.68	23.68

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所

不明
 ただし
 土地登記記録表題部所有者
 竹田榮三外5名
 (住所不明)

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
不明
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成24年9月25日

熊本県企業局公告第6号

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
阿蘇車帰風力発電所電力売払
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県企業局総務経営課経営経理班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2597 ファックス番号096-384-9114
- (3) 業務の内容
「阿蘇車帰風力発電所電力売払仕様書」(以下「仕様書」という。)による。
 - ア 予定供給電力量
予定供給電力量は、年間1,599,900キロワットアワーとする。
 なお、予定供給電力量は平成23年度の実績供給電力量であり、平成24年度以降の売払量を保証するものではなく、風況状況、運転制限状況、保守作業及び機器故障等により変動するものとし、予定供給電力量の変動について、熊本県企業局は何ら責任を負うものではない。
 - イ 売払期間
電力量計等の取替工事が終了し、売払可能となった日の翌月1日午前0時から平成28年3月31日午後12時までとする。
- (4) 契約期間
契約の締結の日から平成28年3月31日まで
- (5) 売払場所
熊本県阿蘇市車帰369番1
- (6) 入札方式
紙入札とする。
- (7) 入札金額
 - ア 入札金額は1キロワットアワーあたりの単価とする。
 - イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第二位未満を切り捨てた金額とする。)をもって落札金額とする。ただし、消費税については売払の際に加算するため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札書には参考として、総額(入札価格に予定供給電力量を乗じ(1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てる。)、更に消費税等相当額を加算したもの。ただし、1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てる。)を記載すること。
- (8) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
- (9) その他
本設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第6条第2項の規定により、再生可能エネルギー発電設備の認定を受けた設備であり、調達価格及び調達期間等詳細は仕様書に記載する。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
 - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号から第6号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請が行われていないこと。
 - (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者、同項第6号に規定する特定電気事業者及び同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
 - (7) 現に熊本県内での小売供給を行っている者又は平成24年度中に熊本県内での小売供給を開始する者であること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
イ 役員の一覧表
電気事業法の事業資格に係る書類
熊本県内への供給実績等に係る書類
 - (2) 提出方法
(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期限内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 - (3) 提出期間
公告の日から平成24年10月24日（水）午後5時まで
 - (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
 - (5) 確認結果の通知
競争入札参加資格確認結果通知書（別紙様式3）により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
熊本県企業局ホームページ及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成24年11月9日（金）午前10時まで行う。
 - (2) 入札の方法
ア 日時 平成24年11月9日（金）午前10時
イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県企業局会議室（県庁新館8階）
ウ 入札書の提出方法
入札書（別紙様式4（代理人が入札するときに入札書及び委任状 別紙様式5））をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。
 - (3) 開札の方法及び日時等
当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会いのもとに(2)アの日時、イの場所で開札を行う。
 - (4) 入札の回数
入札の回数は、1回とする。
 - (5) 入札の無効
次のアからイまでのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 - (6) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - (7) 落札者の決定方法
開札後、熊本県企業局会計規程（昭和39年電気事業管理規程第2号）第83条の規定により作成された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
 - (8) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、4(2)アの日時に、1(7)ウで記載した総額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。
この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
ただし、入札に参加しようとする者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を熊本県に提出したときは、入札保証金を免除することができる。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否

- 要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
 - (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県企業局会計
規程第95条の規定により、契約金額に1(3)の予定供給電力量を乗じ、消費税
等相当額を加算した総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。
ただし、契約保証金の納付は、同条第5項各号のいずれかに該当する場合は、契
約保証金を免除することができる。
- 6 その他
入札、契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とす
る。
- 7 問合せ
- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、入札の内容全般に関すること
(本公告に係る入札・契約担当部局)
熊本県企業局総務経営課経営経理班
電話番号 096-333-2597
ファックス番号 096-384-9114
 - (2) 競争入札参加資格審査申請
(1)に同じ
 - (3) (1)の問合せについては、質問表(別紙様式10)により行うこと。